

伊東市暴力団排除条例

平成24年8月1日施行

暴力団を恐れない

暴力団を利用しない



暴力団に資金を提供しない

伊東市における暴力団排除を推進するため、伊東市暴力団排除条例が制定されました

基本理念

「暴力団を恐れない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を利用しない」

市の役割

市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては市民の協力を得るとともに、警察署などの関係機関と連携を図り推進します。

市民等の役割

市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するとともに、市や警察が実施する暴力団排除活動に協力してもらいます。

青少年に対する措置

青少年の教育または育成に携わる者は、青少年が暴力団に加入せず、暴力団の被害を受けないよう、指導、助言を行います。

利益供与の禁止

暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他の財産上の利益の供与をし、又はその申込み若しくは約束することを禁止します。

利益の供与ってどういうこと？

暴力団やその関連企業と知りながら、商品の購入やリース契約をしたり、あいさつ料や用心棒代を支払うこと。



このほかにも

「旅館・ホテル業」では、暴力団の襲名披露などのイベント会場の利用を請け負うこと。

「ゴルフ場」では、暴力団が主催するゴルフコンペの開催を請け負うこと。なども「利益の供与」に当たります。

暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等と取引等をする事。



交通事故の示談交渉



自己の有利になるよう、交渉を依頼



暴力団を利用しない！

その他には・・・

「市の事務及び事業における措置」

市は、公共工事その他の市の事務及び事業から暴力団を排除するための措置を講じます。



「暴力団の威力を利用することの禁止」

債権の回収、紛争等に関し、暴力団を利用することを禁止します。



条例に関するお問い合わせは、

伊東市役所危機対策課

電話：0557-32-1361

暴力団等に関する相談は

伊東警察署刑事課

電話：0557-38-0110